

令和 2 年 3 月 4 日

各保育・教育施設等設置者 様  
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課  
運営指導等担当課長

**「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」の対象となる  
子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）修了者について（通知）**

日頃より、本市の保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。

本市の保育士の定着支援策の一つとして、関係条例の一部改正（令和元年 10 月 4 日施行）を行い、国の通知による保育所等における「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例（以下、「特例」という）」を実施することを可能としています。

特例の対象者は、子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者としています。本市では特例対象者を養成するため、子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）を、横浜市独自で令和 2 年 1 月、2 月に実施しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の対応のため、子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）の項目の 1 つである見学実習について、横浜市立保育園で実施することを当面延期とさせていただいております。このため、研修を修了できない受講者がいることから、特例の対象となる子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）修了者の要件について当面の間、下記の取り扱いとします。ご確認いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。

**1 特例の対象となる子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）修了者の要件について**

子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）は、（1）基本研修（2）専門研修（3）見学実習の全てを受講した場合に修了証書が交付され、子育て支援員として認定されます。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の対応のため、一部の研修受講者が見学実習先として予定していた横浜市立保育園において、見学実習を当面延期とさせていただいたおり、（3）の横浜市立保育園での見学実習を受講できない状況が発生していることから、横浜市立保育園での見学実習を受講できない方に限り、特例の対象となる子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）修了者の要件について、（1）基本研修及び（2）専門研修の受講を修了することで、特例の対象者として認めることとします。

**2 適用期間**

令和 2 年 3 月 4 日から新型コロナウイルス感染症拡大が収束し、横浜市立保育園での見学実習が再開され受講修了する日まで。

### 3 留意事項

- (1) 見学実習未受講者を特例対象者とする場合は、基本研修及び専門研修を受講した日を各園で確認してください。
- (2) 見学実習を延期している研修受講者に対しては、本通知の内容の取り扱い変更のお知らせ、「子育て支援員研修一部科目修了証書」がそれぞれ送付される予定です。

#### 【お問い合わせ先】

こども青少年局保育・教育運営課運営指導係 荒木、金子  
電 話：045-671-3564